

第 1 部 総 論

第1章 わが国の技術協力

第1節 技術協力の背景

第2次世界大戦後、戦争の痛手を被った先進諸国が、自らの努力に加えていわゆるマーシャルプラン等の外的支持をもえて、その復興が目覚ましい速度で進められ、一方同時にそれまでこれら諸国の海外属領の地位にあったいわゆる後進地域の国々が、次々に政治的独立または自治権を得つつあった1949年、戦後の経済協力の歴史に一時期を画する二つの重要な発展があった。その一つは、同年1月20日、トルーマン米大統領がその年頭教書において、低開発国に対する開発援助を要請したポイントフォア政策を発表したことである。この政策がその後次第に拡大整備されて、MSA法に基く相互安全保障計画を構成する米国の大規模な経済技術援助、その後AID法による国際開発計画に成長する萌芽となったことはいうまでもない。

さらに他の一つは、同年11月16日国連第4回総会は、「国連拡大技術援助計画」(EPTA)の創設を勧告する経済社会理事会の勧告を採択したことで、本計画に基づき国連は1950年度から実際に事業を開始している。また翌1950年1月にセロインの首都コロンボで開かれた英連邦外相会議においては、アジアにおける英連邦諸国が、戦後の新しい条件の下で平和を維持し発展するためには、なによりもまず経済的諸条件の改善が緊要であると決議がなされ、この問題につき意見を交換し協力を進めるための機関として各国の関係閣僚から成る協議委員会を設けることになった。これが後に「コロンボ計画」の名で知られるようになった国際協力機構の起源である。

このような海外の動きに対し、戦後の荒廃と窮乏の中から、対内的には着々と復興を計り国民経済の立て直しもその緒につき、対外的には国連加盟等

に象徴されるように国際社会への復帰を計りつつあったわが国も、ようやく
広く海外との経済的結びつきに目を向ける余裕をえて、1952年には国連拡大
技術援助計画に対し、8万ドルの拠出を行なった。この措置は、わが国が始
めて技術協力に第一歩を印したという意味で、その規模はまことに小さいが
注目に値する。さらに1954年10月、わが国は前記のコロンボ計画に加盟し、
昭和29年度は予算1,300万円をもって初めて二国間方式による技術協力を開
始した。

このように1952年および1954年にそれぞれ行なわれた国連拡大技術援助計
画への参加と、コロンボ計画への加盟は、前者が各加盟国から拠出された資
金を一つにプールし、それを当該国際機関が管理・運営するいわゆる多角的
援助、言いかえれば国際機関を通ずる技術協力であり、後者のコロンボ計画
においては、資金は直接にプールされることなく、援助の実施が全く援助供
与国と被援助国との話し合いに基づいている、いわゆる二国間方式を代表する
ものである点において、方式に区別を要するものであって、わが国の技術協力
もこの2方式に従って、それぞれの規模を逐次拡大して現在に至っている。

第2節 技術協力の形態

(1) 国際機関を通ずる技術援助

現在世界的な規模で展開されている多角的援助として重要なものとして
は、「国連通常技術援助計画」、「国連拡大技術援助計画」、および「国連
特別基金」があり、その他いわゆる国連ファミリーと称せられる各専門機関
の多くもその憲章または理事会の決議に基づいて自らの予算で独自の技術援
助を行なっている。

「国連通常技術援助計画」は、国連が毎年の通常予算に計上される「技術
援助予算」を財源とし、経済開発計画、公共行政、人権拡張、社会福祉の各
分野で専門家の派遣、奨学金の授与、セミナーの開催、および小規模の機械

設備の供与の形で技術援助を行なうものである。「拡大技術援助計画」は国連および専門機関に加盟している諸国が、毎年特にこの目的のために自発的に拠出する資金を財源とし、援助申請国からの要請に基づき、国連技術援助評議会（UNTAB）が作成する計画に基づき、技術援助委員会（TAC）の承認を得た上で実施されるものである。この計画に基づく実際の援助事業は国連技術援助事業部（UNTAO）の外、国際労働機関（ILO）、食糧農業機関（ITU）の各専門機関およびIAEAをその実施機関として実施されるものである。「国連特別基金」は、前記両計画が原則として1年を基準とする事業を対象とする（ただし、拡大技術援助計画は1961年から2カ年計画を採用している）に反し、比較的長期（通常3年ないし5年）かつ大規模な（1件25万ドル以上）援助を行なう点が異なっている。財源としては国連または専門機関の加盟国からの毎年度の自発的拠出金によって賄われ、投資の誘い水となるような天然資源の調査、訓練施設の設立、調査研究機関の設置が主たる援助の対象となっている。

その他前述のとおり国連の専門機関は、拡大技術援助計画および特別基金の実施機関としての役割を果たすほか、独自の予算をもって技術援助を実施している。このような専門機関としては、ILO、FAO、UNESCO、ICAO、WHO、ITUWMOの各機関がある。また国際原子力機関は国連（IAEA）専門機関ではないが、拡大技術援助計画および特別基金の実施機関としての役割を果たしているのみならず、自ら加盟国の自発的拠出金をもってアイソトープの医療および農業における利用、各国の原子力平和利用開発計画の立案等について技術援助を行なっている。また国連児童基金（UNICEF）は拡大技術援助計画特別基金と同様、国連の予算外基金事業の一つであり、参加各国の外、非政府機関・個人からの自発的拠出金をその財源とし、児童の保護、栄養の分野で協力を行なっている。

以上いわゆる国連を主とする多角的援助の主要なものであるが、わが国はこれのすべてについて拠出金あるいは分担金を出して積極的に協力を行なっているほか、これ等計画に基づき、本邦に受入れる研修員に対する便宜供

与、国連専門家として技術者の派遣および技術協力用機材の日本での調達に協力する等、積極的な協力を行なっている。

アジア地域においては、アジア諸国の生産性の向上、生産性運動の促進を目的として、昭和36年5月アジア生産性機構（A P O）が発足し、調査・訓練・助言の形で、各加盟国の生産性機構に対し、またはそれらの機構を通じて援助を実施しているが、わが国は設立準備段階より指導的役割を果し、目下もその重要な構成国の一つとなっている。A P Oの活動は、各加盟国政府の分担金のほか、非加盟国政府国際機関等からの特別拠出金をもってまかなわれている。

また、欧州経済協力機構（O E E C）が発展的改組して、1961年9月、経済協力開発機構（O E C D）が発足したが、その下部機構として低開発地域に対し長期資金供与、その他の開発援助の拡大を目途として開発委員会（D A C）が設けられ、わが国はO E C Dの加盟国になる以前にD A Cには参加を認められている。D A Cはさらにその下部機構として技術協力作業部会をもっており、情報の交換、援助の調整等を援助国間で行なっている。

（2） 二国間方式による協力

コロンボ計画に基づく援助と言えば、一見国際機関を通ずるものという印象を与えるが、前述のとおりコロンボ計画機構は他の多くの国際機関と異なり、直接資金をプールして自ら事業の実施に関与することなく、援助そのものは、二国間の直接話合いにまかされているもので、コロンボ計画に基づく技術協力は、わが国の二国間方式による開発援助の先駆ともいうべきもので、昭和29年度の加盟当初は予算約1,300万円で研修員の受入のみを対象としていたが、その後は協力の形態も技術協力のすべての形態をもうらするようになり、現在なおわが国の技術協力の中核となっている。

このコロンボ計画に基づくわが国の協力は、当然ながらその対象が南および東南アジア地域に限られており、これ以外の地域でも、開発途上にある諸国はわが国の協力を期待している。これら地域においてはコロンボ計画に相

当するような適当な機構がないので、わが国はこれら地域については独自の技術協力計画を設け、相手国との取決めに基づいて協力を行なっている。この種計画として、中近東アフリカ、中南米、北東アジア各技術協力計画がある。中近東アフリカ計画、中南米計画は昭和32年に、北東アジア計画は35年にそれぞれ開始された計画であり、これによってわが国の技術協力は、開発途上にある諸国を殆どすべて包含することとなったわけであり、援助の形態も前述のコロンボプランのそれと全く同一となっている。

第3節 技術協力の方法

上述の各技術協力計画は、その方法として被援助国の技術者を本邦に受入れて研修の機会を与えるいわゆる研修員受入と、現地にわが国の技術者を派遣して現地において技術協力を行なういわゆる専門家派遣事業の二つよりなっているが、昭和33年度よりは、被援助国内の中級以下の技術者の訓練養成を目的として、現地にセンターを設立し、わが国の経費負担において技術指導要員の派遣および機械設備を供与する、いわゆる海外技術協力センター方式が新しく導入されることとなった。

この方式のよって来たるところは、研修員をわが国に招致して訓練することは一件毎の経費が多額に上る等の制約があり、研修員にとっても、外国の異なった社会的技術的環境の下におけるよりも、自国で訓練をうけた方が効果的な面があり、かつ大量養成が可能であること、また現地に専門家を派遣する場合にも、相手国内に適当な訓練施設が存在しないときは効果的に目的を達することがむずかしい点の考慮によるものであって、従って対象としては中級以下の技術者の現地における量的養成を目的としている。

この種技術協力センターは受入国の希望、わが方の諸事情を勘案して設置場所・技術分野を決定し、政府間協定を締結し、その後わが国から機械施設・指導要員を送り、受入国は土地・建物を提供し、現地で養成訓練を行なうという建前で設置されるのが通例であり、33年度よりこれまでにすでに農業、

電気通信、繊維技術、漁業、水産加工、電子技術、小規模工業、ヴィールスの各分野にわたって、アジア、中近東、アフリカおよび南米の各地に、16のセンターが設立または設立準備が行なわれている。

つぎに、一般に開発途上にある諸国の「公共的な開発計画に関する基礎的調査」であるが、この種方式のものは現地に専門家を派遣し技術協力を行なうことでは、前述の専門家の派遣のカテゴリーに入りうるものではあるが、一般に調査団の派遣を行ない、コンサルタント的業務を対象とし、場合によってはいわゆる feasibility report の作成を要請される等の特殊性をもつ協力方式である。これは昭和32年度に年間1,500万円の予算をもって、「国際建設技術協会への委託事業として始められたのが最初であるが、昭和37年6月「海外技術協力事業団」の設立とともに本委託事業は同事業団に統合されることになった。

「メコン河下流域総合開発調査」計画は、前記基礎的調査のうちでも規模が最大のものである。将来無限の開発可能性を有するメコン河の開発は、1954年エカフェの総会がとりあげ、1957年に沿岸4カ国（カンボディア、ラオス、タイ、ヴェトナム）によって調査調整委員会が設置されて以来、この機関を中心として多数の関係国際機関の積極的協力の下に総合的に進められており、現在本計画に参加している援助国は米英仏等12カ国に達している。わが国も、本計画への参加が東南アジアに対する経済技術協力を推進する上において極めて重要な意義をもつ点を考慮し、上記調整委員会の要請に応じ、昭和33年12月以来35年10月まで3回にわたり主要支流踏査のための調査団を派遣し、協力の一步をふみだした。その後は右踏査に基づき、4河川の詳細調査を分担、36年度からはこれに加えて本流サンボール地点の予備調査をも担当している。

以上の各種技術協力計画は純粋にわが国独自の技術協力であるが、他の援助国または国際機関との間の協力方式で行なっているものには、日米合同第三国訓練計画と国連諸機関および各国政府関係訓練計画に対する協力がある。前者は、従来米国がICA第三国訓練計画の名称の下に、第三国の研修

員をわが国において研修せしめる計画を実施しており、わが国はこれに対し施設および便宜を供与してきたが、昭和35年3月に両国間で新協定を締結し、わが国は本邦における訓練に付帯する諸経費をすべて負担することとし、新たに日米合同第三国訓練計画と改称し、両国共同の責任において計画をすすめることになったものである。またわが国は国連諸機関および各国政府がそれぞれの計画に基づいて自ら経費を負担し、本邦に研修員を派遣する場合においても、付帯経費を負担して研修の便宜を供与している。

第2章 海外技術協力事業団の設立

第1節 技術協力体制の沿革

わが国の技術協力は、多数国間方式によるものと二国間方式によるものとを問わず、年々その事業の種類・規模および対象地域を拡大しており、現在では開発途上にある世界諸国を殆どもうらして援助の対象とし、技術協力のあらゆる態様を実施するようになっているが、その発展過程は、年々の拡大の歴史に従って複雑である。例えば、わが国の対外政府ベース技術協力を専らその所管行政として行ってきた外務省の関係行政機構も、当初は専任する組織をもたず、経済局および各々の地域局が行っていたが、昭和30年にアジア局にアジア経済協力室が新設されて以来、これを萌芽として組織が順次拡大されてきたが、アジア地域以外のものをも対象とするようになって、昭和35年には経済協力部として独立し、37年には局に昇格するに至っている。（国連関係の技術協力については従来よりその大部分は国連局所管。）一方これら技術協力事業は、専ら外務省からの委託事業として、各種の民間団体が受託して実施されてきたが、これら受託団体も年々の発展経過に応じて多種多様である。まず、わが国の二国間方式技術協力事業の開始に伴い、昭和

29年に社団法人「アジア協会」が、経済協力推進の民間中央機関として設立され、経済協力の総合的調査研究、技術協力、宣伝啓発等の事業を行なうこととなった。爾来わが国の技術協力事業の大部分は、このアジア協会に委託され実施されてきたが、その地域的限定のために、昭和33年より開始された中南米技術協力計画は社団法人「ラテンアメリカ協会」に委託されている。

(昭和32年開始の中近東アフリカ計画は便宜上アジア協会に委託されている。)ほか、昭和32年度より開始の国際技術調査委託費は「国際建設技術協会」に、33年よりのメコン河開発調査は「メコン河総合開発調査会」にそれぞれ委託実施されてきた。

第2節 事業団設立の必要性

かかる実施機構の複雑化は、最近とみに後進国に対する経済協力、いわゆる南北問題の比重が国際的に高まりつつある事情を背景とし、わが国の技術協力も、経済協力の一環としてわが国の経済外交上の中核的な役割を占めることになりつつある事情の反映でもあったが、一方過去数カ年にわたる技術協力実施の経験に徴すれば、今後の技術協力の一層の拡充強化に対応する体制の整備確立のためには、現在の技術協力実施上の問題点の解決が緊急の要請であると感じられた。すなわち現在の技術協力実施の体制は、(1)事業実施委託団体が多岐にわたって併立しており、管理事務に非能率な面をもたらしている外、総括的な把握運営に不便であり、技術協力の総合的施策の展開の隘路となっており、また関係団体も必ずしも確固たる経済的基盤と陣容を有していないこと、(2)派遣専門家、海外技術協力センター要員の身分保障の不十分、語学力不足等は、国内における一般的技術者不足と相まって、海外派遣技術陣の確保を著しく困難ならしめていること、(3)海外からの研修員の受入れについては、待遇の不備、委託団体による自主的研修の欠如、研修員の本邦滞在環境の不整備などの点が体制上の不備として存在しており、わが国の技術協力の飛躍的發展のためには、これらの懸案および隘路の解決が緊急の

先決課題であった。したがって、これらの諸懸案を一挙に解決するため「海外技術協力事業団」を設立し、特別法によって確固たる法的基盤を与え、政府出資によって経済的基盤を強化し、従来併立していた各種委託団体を統合して政府ベース技術協力推進の一元的機関とし、長期的かつ安定的な技術協力体制を整備するという構想の下に、海外技術協力事業団法案が立案され、第40通常国会に提案審議されることとなった。同法案は国会の承認を得、昭和37年5月10日法律第120号として公布、即日施行され、これに基づき海外技術協力事業団は同年6月30日に正式設立された。かかる構想の下に発足した海外技術協力事業団は、今後わが国の技術協力の発展を事業団の歴史として刻みつつ展開するものとして極めて意義深いものである。

第 2 部 各 論

第1章 研修員受入事業

東南アジア、北東アジア、中近東・アフリカおよび中南米地域の開発途上にある諸国に対するわが国政府ベースによる技術協力の形態は多種多様であるが、研修員受入事業はその重要な柱をなすものである。

本事業はこれら地域にある諸国の要請により研修員をわが国に受入れ、技術訓練を行ない、技術の習得をせしめることによりこれら諸国の経済発展に寄与せんとするものである。

第1節 研修員受入事業の制度

わが国の政府ベース研修員の受入制度は大別して、コロンボ計画等（必要経費の全額をわが国政府が負担するもの）の方式と、日米合同第三国計画等（経費の一部をわが国政府が負担するもの）の二つがある。

(1) コロンボ計画等の方式

これに含まれるものには、コロンボ計画、中近東・アフリカ計画及び中南米計画、北東アジア地域計画および原子力利用計画の五計画がある。

この計画に基づく研修員の受入れは、これら地域の諸国からの要請に基づいて、わが国がその研修員の受入れについて能否を決定することになっている。

この受入研修員の資格は原則的に大学卒業後4～5年以上の実地経験を有する技術者であり、これら中堅技術者を日本においておおよそ3カ月以上1カ年の期間技術研修を行ない、より高度な技術を習得せしめることを目的とするものである。また中堅技術者のみにとどまらず、短期間の視察を中心とした研修員も相当数受入れている。これら短期研修員は概して政府高官か高

級技術者が多い。

研修員の研修内容については産業技術のみでなく、これら諸国の経済開発並びに民生の安定に寄与しうる広汎な分野に亘り研修を行なっている。

また、この方式による研修員に対しては、わが国政府より渡航費（往復航空賃、但しツーリストクラス）、滞在費（日額1,800円）、支度料（3カ月以上滞在者3万円、1カ月以上3カ月未満滞在者2万円、1カ月未満滞在者1万円）、国内旅費（汽車1等運賃、但し研修上必要と認められたもの）を支払っており、医療に関しては、医療カードにより無料（健康保険の診療範囲において）にて治療出来る制度がある。（治療費は事業団より支払っている）又、研修員の研修費用として研修員1名1カ月当り研修付帯費2万円が支出されるようになっている。

（2） 日米合同第三国計画等の方式

これに属するものには日米合同第三国計画、国連および政府一般の計画がある。

この計画に基づき研修員の受入れは、それぞれの機関および政府よりわが国政府に要請され、わが国がその研修員の受入れについて能否を決定することになっている。

研修員の資格については一定の取極めはないが、一般的に中堅以上の官吏、技師、大学教授および学校教員等が大部分を占めており、研修内容も視察・見学を中心としたものが多く、平均滞在日数は、国連関係で2.4カ月、日米合同第三国計画で2.7カ月である。

また、この方式による研修員に対しては、渡航費、滞在費、国内旅費等はそれぞれの機関またはそれぞれの政府が支給し、わが国は研修上必要とする費用として、研修員1名1カ月当り2万円の研修付帯費のみを支出しているものである。

第2節 研修員受入事業の推移

昭和29年わが国のコロンボ計画加盟を契機として、政府ベースによる研修員受入事業が開始されて既に9年を経過し、この間わが国政府は逐年本事業を積極的に推進し、昭和33年にはコロンボ計画のみならずわが国独自の援助計画が立てられ、中近東・アフリカ計画および中南米計画が、又昭和34年には原子力利用計画が、続いて昭和35年には北東アジア計画が実施され、それぞれ研修員の受入れが開始されてきた。

また、昭和29年以来実施されていた米国の第三国訓練計画（ICA）にもとずき、研修員をわが国に受入れてきたが、米国は日本における技術研修の成果を高く評価し、ために日本と合同の協力体制確立を要望し、昭和35年度以降日米合同第三国計画（AID）として再発足し、引き続きその受入れが実施されている。

また、昭和29年以来、国連の各専門機関およびこれら地域諸国政府からの要請による研修員のわが国受入れが実施されている。

この間の研修員受入総数は昭和38年3月31日現在において約50カ国より、4,455名（インドネシア賠償研修員を除く）に達している。（統計編参照）

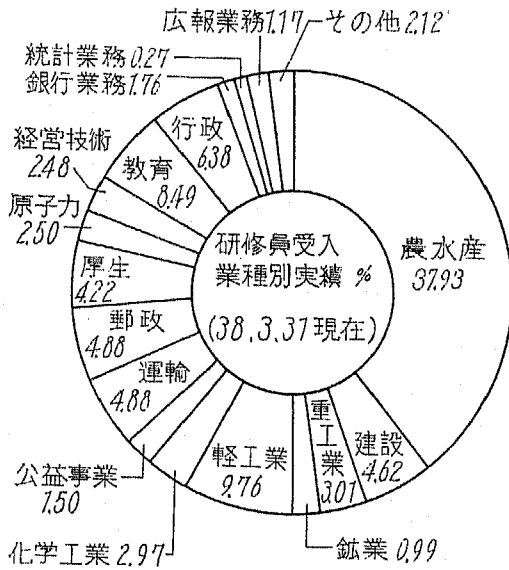
第3節 研修内容についての考察

（1）研修員の研修科目

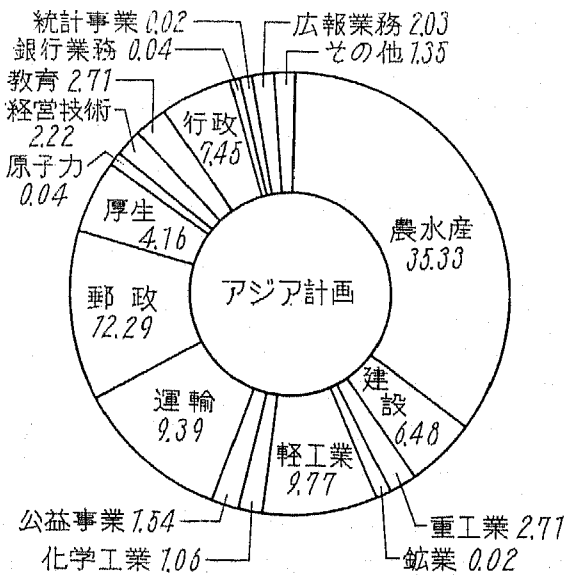
科目すなわち業種についてみると、受益国の要請に基づいて、わが国が自主的にその受入れを決定し実施するものであるが、その要請される内容の範囲は上述の如く極めて広汎・多岐にわたっている。

これを9年間の受入れ実績からみると、第1図の如くである。まず大きな特徴は農林・水産部門が38%近くを占めていることである。これは次の3点

第1図



第2図



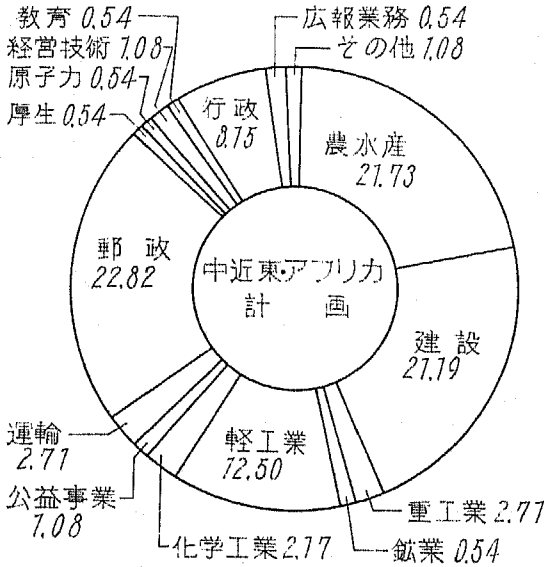
のごとき事情から招
来されたものと考え
られよう。

- (イ) アジア、中近東
およびアフリカ諸
国は、モノカルチ
ュアの産業構造に
制約されているの
で、当面の課題と
しては農林・水産
業の振興から出発
せざるを得ないとい
うこと。

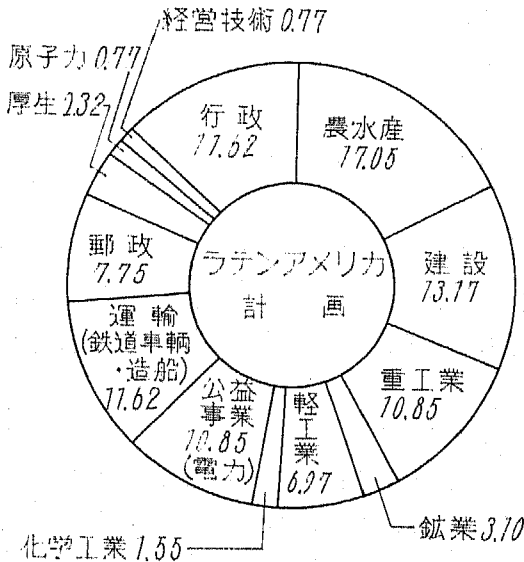
- (ロ) 日本の農林・水
産技術への信頼
と、これら地域の
農林・水産業の類
似的性格からくる
親近感があること。

- (ハ) これら地域の農
林・水産業は一部
を除いては小規模
家族経営が主体を
なしており、民間
ベースによる協力が困難であり、政府
ベースによって

第3図



第4図



のみその実現が可能であること。

しかしながら、これら専攻業種の比重も地域によってはかなりの相違がみられる。

即ちアジア、中近東およびアフリカ地域の産業構造は長年のヨーロッパ先進国の植民地か、又はその属領としての地位から近年それぞれ独立した諸国が殆どであるため、これら先進諸国の単なる原料供給国としてのモノカルチュア的なものであった。かかる産業的地位からの離脱を図るため、まず第一次産業・公共事業および消費材生産を中心とした軽工業の分野に重点が置かれている。また、ラテン・アメリカ地域に

において、各国別にはかなりの相異があるが、一般的に言えることは農業事情がわが国と非常に差異がある（例えば主産物についてはコーヒー、砂糖、バナナ等、経営上は大農方式である）ことと、わが国をはじめ欧米諸国の経済協力（例えば企業の進出等）がかなり進んでいるため、その産業構造の展開に特異な様相を示し、それが研修員の研修課目に他地域とは対照的な面を示しているものと考えられる。

これらの事柄は今後のわが国技術協力のあり方が、地域の特性を加味し、実施にあたっては慎重な配慮がなされるべきことの一つの示唆を与えているものである。

（２） 研修員の程度

研修員の受入れ実績からその程度をみると、平均年齢31歳、その職業上の地位はそれぞれの国の高級官吏、政府機関の上級職員、高級技師、大学教授および学校教職員等が大半を占め、各国の指導的地位にある人々で、帰国後においてこれら研修員がそれぞれの国に与える影響と、彼等が果たす役割の大きさがうかがわれると同時に、これら諸国がわが国に対していただいている要望の強さの一端が理解される。

第4節 研 修 方 式

昭和29年度開始された研修員の研修実施については、これら地域諸国からの要請に基づき、研修員の個々に受入機関を選定し、研修を行ってきたが、逐年増加の一途をたどり、国内の既存施設と陣容では全員を個別研修で処理することは極めて困難となったので、個別的な受入れ方式と共に計画的な集団受入れ方式をも採用する必要性を生じた。

この事態に即応して、従来わが国に研修の要請が多かった業種について、昭和36年度より集団研修方式が採用された。この方式によって36年度には16コース、37年度は26コースの集団研修（詳細22頁参照）が実施された。

すなわち研修課目・研修員の資格・程度・研修内容およびスケジュール等を明記したジェネラル・オプファーを、あらかじめ国別に参加人員を割当て、これら諸国に送り、これにより当該諸国が候補者を推薦し、これをわが国で参加資格等を勘案して受入れの可否を決定し、これにより参加希望国は研修員を任命し、来日させるものである。

この方式は個別的・散発的に行なわれた従来の研修員の受入れと比較し、計画的に実施されるとともに、また集団化することにより個別的受入れ研修に比し、研修費予算の集中運用により研修内容の充実を見、研修事業の効率的な実施が実現せられた。またここで見落せぬ効果として、同一コースに参加する各地域諸国の研修員間での交流が行なわれ、相互理解促進の場となり、参加研修員はもとより海外からも高く評価されていることである。

しかしながら、この集団研修受入れについては、参加対象国の選定、研修課目、研修員の資格、程度、研修内容およびスケジュール等の実施方法についての研究努力が必要とされることはもちろんである。また当事業団としても、集団研修実施の場として茨城国際農業研修会館（定員30名）、三崎国際水産研修会館（定員30名）および名古屋国際研修会館（定員45名）の三会館を直営している。

第5節 37年度における研修員受入事業の実施状況

37年度の研修員受入については、コロombo計画等による研修員の受入数は481名（うち36年度よりの継続研修員（繰越予算によるもの）103名を含む）であるが、新規の来日研修員のみを対象とすれば390名であり、その前年比では69名の増加をみているが、日米合同第三国計画等による研修員受入数は375名（うち43名は36年度よりの継続分であるが、予算対象としては新規来日と見なしている）で年度内の新規来日研修員のみを対象とすれば前年比では101名の減少をみた。

これはコロombo計画等においては二国間取極めの方式をとっているのに対

し、日米合同第三国計画等は、直接相手国と交渉をもつ要素が少なく、相手側の意向に左右されるという面が存在することである。

しかしながらかかる数の減少にもかかわらず、反面研修内容の点での改善が見られる。これは日米合同第三国計画等において前年度までの平均研修期間が2カ月であったものが、本年度においては2.6カ月とその延長をみたことである。即ち、研修内容が単なる視察・見学等のみでなく、相等数の研修員がより長期間にわたり研究・実習等の内容ある面にまで立ち入った希望をもってきた一つの証明であると考えられる。

また、コロンボ計画等においては、中近東・アフリカおよびラテン・アメリカ各地域の急増がみられるが、これはわが国受入規模の拡大に加えて、これら諸国に対するわが国の技術協力事業が認識され、その効果が高く評価されてきた証拠ともいえるであろう。

第1表 昭和37年度集団研修

No.	コース名	参加人員	研修期間	関係省庁	主たる研修場所	コースの目的
1	経済計画ゼミ	22	2カ月 7/12～8/29	経済企画庁	アジア会館	発展途上の国々の工業化問題に関する考え方及び実際的な知識を深めることを第1の目的とし、この為日本経済の発展過程と経済計画、日本工業の現況を講義討論する。
2	麻薬関係研修	7	1カ月 11/10～12/20	警察庁	”	国際性をおびた麻薬犯罪の対策は1か国だけの努力では不可能であり、このゼミナーで国際的見地からの対策等を検討する。
3	稲作	7	6カ月 5/15～11/14	農林省	農事試験場	病虫害、肥料、農具利用等の理論及び実習・実験を通して、海外の研究者を対象に日本の稲作技術及び試験研究機関の活動を理解せしめ、参加各国の発展の一助とする。

(1) 各集団研修コース別の研修実施状況

第1表にみられるごとく、37年度は26の集団研修コースを計画・実施した。この集団研修参加者は制度上わが国が独自に受入れを実施するコロポ計画等に基づく研修員のみを対象としており、コロポ計画150名、中近東・アフリカ計画55名、中南米計画39名、北東アジア地域計画7名、計251名であった。

研修内容は長期は1カ年の農林・漁業実習、地震工学等のコースから、短期は1.5カ月の麻薬関係、港湾、監督者訓練等のゼミナールがあり、その研修程度、参加者の資格・研修期間およびコース定員等が考慮のうえ計画されており、それぞれ多大の成果をあげて終了した。

コ ー ス 総 覧 表

研 修 内 容	参 加 者 の 程 度	参 加 国 名 及 人 員
①経済計画全般 ②各業種別経済計画 ③日本の教育制度 ④工業化の諸設問題	大学卒業程度以上かなりの 実務経験を有する。 官吏 部局長級 3 課長級 7 係長級以下 12	セイロン①インドネシア② マラヤ① パキスタン② フィリピン② タイ② シンガポール②ヴェトナム ①エジプト①ナイジェリア ①中国① アルゼンチン① ブラジル① メキシコ① ペルー② 計22名
①麻薬取締に関する情報交換 ②取締方法と現状 ③関係施設の視察	大学卒業程度以上警察業務 にたずさわる者。 3年以上の実務経験を有する者 官吏 部局長級 7	インド① マラヤ① フィリピン① シンガポール① タイ② 中国① 計7名
日本の稲の育成段階にしたがって ①講義 ②実験 ③実習 ④討議 ⑤見学 ⑥耕ウン 施肥、除草、農薬、収穫、 脱穀	大学卒業程度3～5年の実務 経験を有する研究者 官吏 課長級 3 係長級以下 4	インド① フィリピン② タイ① イラン① エジプト② 計7名

No.	コース名	参加人員	研修期間	関係省庁	主なる研修場所	コースの目的
4	農機具	3	6カ月 5/15~11/14	農林省	農事試験場	日本の稲作における農機具利用を中心に、農機具の理論利用等を学び、各国の農業の機械化の一助とする。
5	漁具・漁法	3	6カ月 6/1~11/30	"	東海区水産研究所	海外のこの分野の研究者に日本の漁具及び漁法を深く学ばしめ、技術の向上及び試験研究機関の活動を一層活発にせしめる。
6	水産加工	4	"	"	"	同上
7	林業経営	5	"	"	林業試験場	植林・水害対策等、林業技術及び行政を通じ、現在及び将来の植林計画、森林開発の技術向上を計る。
8	林産加工	6	"	"	"	林産物加工の試験・研究及び応用を担当するもの、技術向上を計る。
9	農業協同組合	5	3カ月 7/1~9/30	"	農林省中央研修室	日本の各種農業協同組合について、理論及び活動を習得し、参加各国の組合づくりの一助とする
10	農業普及	5	"	"	"	日本の農業普及技術を組織的に学び、又実地にこれを見学、各国農業技術の普及方法の向上又はこの組織づくりの一助とする。
11	農業一般 (中南米 コース)	5	2カ月 10/20~12/19	"	"	日本の農業一般を、中南米諸国農業実務(行政・技術を含む)担当者に見聞せしめ、当該諸国の開発の一助とすると同時に今後の研修員受入の足がかりとする。
12	水産一般 (中南米 コース)	6	"	"	"	日本の漁業一般を、中南米諸国漁業実務(行政・技術を含む)担当者に見聞せしめ、当該諸国の開発の一助とすると同時に今後の研修員受入の足がかりとする。

研 修 内 容	参 加 者 の 程 度	参加国名及び人員
①農業機械化問題 ②農機具の理論 ③その応用(含整備・修理) ④工場実習・見学	農科大学卒業で農業機械 関係の職に従事する研究者 官吏 課長級 1 係長級以下 2	インド① タイ① イラン① 計 3名
①漁具作成、理論、実習、 実験 ②漁法の研究 ③各研究室に配属されて研 究・見学	①大学卒 ②3～5年以上の有経験者 ③試験研究者 官吏 部長級 2 係長級以下 1	インド① タイ① トルコ① 計 3名
①水産物加工の理論 ②実習・実験 ③見学	同 上 官吏 係長級以下 4	インド① フィリピン② インドネシア① 計 4名
①日本の林業行政一般 ②植林、伐採、育種の実習 理論 ③見学	同 上 官吏 係長級以下 5	各研究所に配属 インドネシア③ フィリピン① タイ① 計 5名
①木材の加工理論・実験・ 実習 ②見学	同 上 官吏 課長級 1 係長級以下 5	同 上 インドネシア② マラヤ② フィリピン① タイ① 計 6名
①日本の農協事業概説 ②各種協同組合のタイプに ついて ③現地見学	①大学卒業程度 ②3～5年の経験者で関係職 務に従事する者 官吏 A級 1 C級 4	タイ① 北ボルネオ① インドネシア② イラン① 計 5名
①日本の普及事業概説 ②各地普及事業見学	同 上 官吏 係長級以下 5	インド① フィリピン① サラワク① タイ① アフガニスタン① 計 5名
①日本農業一般紹介 ②農協・農業金融・農業関 係法令 ③現地見学	①農業開発等にたずさわる 政府関係機関担当者 ②大学卒 官吏 課長級 5	アルゼンチン① ブラジル② ボリビア① パラグアイ① 計 5名
①日本の水産業一般紹介 ②漁業関係法令、漁協、漁 業金融 ③現地見学	①水産業の開発にたずさわ る政府関係機関担当者 ②大学卒 官吏 課長級 5	ブラジル① チリー② コロンビア① エクアドル② 計 6名

No.	コース名	参加人員	研修期間	関係省	係庁	主なる研修場所	コースの目的
13	家畜衛生	6	5カ月 8/ 1~12/25	農林省		家畜衛生試験場	獣医及び関係者に、日本における最新の診断及び病氣予防の技術を学ばしめる。
14	農業実習	17	12カ月 5/ 1~ 4/30	"		O.T.C.A 茨城農業研修センター	各国農業実務担当者に日本の典型的農業稲作を中心に、農機具利用・農業普及活動を習熟せしめ、帰国後農業指導者として充分実際に活動しうる人材を養成する。
15	漁業実習	16	"	"		O.T.C.A 三崎水産研修センター	各国漁業担当者に日本の沿岸漁業の漁具・漁法の基礎理論及び応用を学び、将来漁業指導者として活動する人材を養成する。
16	繊維機械	8	8カ月 9/ 1~ 4/30	通産省		O.T.C.A 名古屋国際研修センター	発展途上の国々において現在該分野で中堅指導者として活躍中の者に、技術指導者として必要な実践的知識を深めさせる。
17	鑄造	10	"	"		"	同上
18	港湾ゼミ	30	1カ月 10/ 1~10/30	運輸省		アジア会館	日本における港湾建設・行政等の技術の習得を図ると共に、主要港の現状を視察する。

研 修 内 容	参 加 者 の 程 度	参加国名及び人員
①家畜関係行政一般 ②家畜病理一般、その診断 ③実習・見学	①獣医 ②中堅クラス 官吏 課長級 4 係長級以下 2	ビルマ① インド④ フィリピン② タイ① イラン④ 計 6名
①日本の農業概況 ②日本の稲作を中心とした農業一般 ③実習・見学	①農業高校卒程度 ②農業普及等にたずさわる者 ③3年以上の経験を有する者 官吏 課長級 2 係長級以下 15	インド④ インドネシア② フィリピン③ イラン⑥ ナイジェリア④ 計17名
①日本の水産業概況 ②沿岸における漁船、漁具、漁法実習 ③見学 ④水産物一次加工	①水産高校卒程度 ②漁業普及等にたずさわる者 ③3年以上の経験を有する者 官吏 課長級 1 係長級以下 15	ビルマ⑥ セイロン② インドネシア③ タイ① イラン② ナイジェリア② 計16名
①繊維機械工業概況 ②機械操作 ③機械製造理論と見学 ④機械操作実習	①大学卒程度 ②かなりの実務経験を有する試験研究機関、工場の技師又は主任クラス 官吏 課長級 1 係長級以下 7	ビルマ① インドネシア② フィリピン② タイ② エチオピア① 計 8名
①鑄造の理論 ② " 実習 ③見学	①大学卒程度 ②かなりの実務経験を有する者 ③現在たずさわっている者 官吏 課長級 1 係長級以下 9	ビルマ① インドネシア④ パキスタン① フィリピン② タイ② エチオピア① 計10名
①港湾一般理論 ②日本主要港見学	①港湾管理官 ②大学卒 官吏 部局長級 13 課長級 14 係長級以下 3	カンボディア① インド② インドネシア② マラヤ④ パキスタン④ フィリピン② シンガポール① タイ② ヴェトナム④ 中国④ イラン① イラク① エジプト① シリア① トルコ① アルゼンチン④ ブラジル① チリ② メキシコ③ ペルー① ヴェネズエラ① 計30名

No.	コース名	参加 人員	研修期間	関 係 省 庁	主 な る 研 修 場 所	コ ー ス の 目 的
19	テレックス通信	7	3カ月 9/ 1~11/28	郵政省	国際電信 電話株式 会社	テレックス通信についての 理論と技術を習得する。
20	短波無線	"	"	"	"	短波無線についての理論と 技術を習得する。
21	国際電信 業務	6	3カ月 1/ 9~ 3/31	"	"	国際電信業務一般の実際の 運用を実習せしめ、参加国 におけるより一層の発展に 寄与する。
22	自動電話 交換	15	2カ月 10/10~12/18	"	日本電信 電話公社	自動電話交換技術とそのシ ステムについての理論を習 得する。
23	監督者訓 練ゼミ	13	1カ月	労働省	アジア会 館	
24	地震工学	12	12カ月 9/ 1~ 8/31	建設省	国際地震 工学研究 所	中南米、中近東の地震国を 対象として、日本の進んだ 地震学、地震工学について 主に理論を中心として習得 させる。
25	ダム工学	15	4カ月 9/ 1~12/31	"	土木研究 所	ダムの建設に関する知識・ 実際の研修を目的とす る。

研 修 内 容	参 加 者 の 程 度	参加国名及び人員
テレックス通信の一般理論 実習及び見学	①大学卒 ②テレックス通信技師・経 験 4年位 官吏 課長級 3 係長級以下 4	ビルマ① インドネシア① タイ② エジプト① スーダン① アルゼンチン① 計 7名
短波無線の一般理論実習及 び見学	①大学卒又は専門学校卒 ②5~6年 官吏 課長級 3 係長級以下 4	インドネシア① マラヤ② エジプト① シリア① エチオピア① チリー① 計 7名
国際電信業務の一般理論実 習及び見学	①大学卒 ②実務経験4~5年 官吏 課長級 4 係長級以下 2	インドネシア① ビルマ① タイ① セイロン① シリア① アラブ連合① 計 6名
自動電話交換の一般理論実 習及び見学	①大学卒 ②経験5~6年 官吏 課長級 8 係長級以下 7	セイロン①インドネシア② タイ② エジプト① シリア① スーダン① サウジアラビア③ アルゼンチン① コロンビア② ヴェネズエラ① 計15名
監督者訓練の一般理論及び 職業訓練施設の見学	①大学卒 ②所長及び部課長クラス 官吏 課長級 10 係長級以下 3	インド② インドネシア② フィリピン③ タイ① エジプト② ブラジル① ペルー① 中国① 計13名
地震学及び地震工学の一般 理論 実習及び見学	①大学卒 ②実務経験 3年以上 官吏 民間 課長級 3 1 係長級以下 3 5	インド② パキスタン① フィリピン③ イラン① チリー① エクアドル① グアテマラ① メキシコ① ペルー① 計12名
①ダム設計 ②ダム施工 ③各種ダム	①大学卒 ②経験 3年以上 ③中堅土木技師 官吏 民間 係長級以下 13 2	セイロン①インドネシア① フィリピン② タイ④ イラン① トルコ① ガーナ④ナイジェリア① 中国① 計15名

No.	コース名	参加員	研修期間	関係省庁	主なる研修場所	コースの目的
26	都市計画住宅問題	14	4カ月 9/1～12/31	建設省	O.T.C.A 名古屋国際研修センター	日本の都市計画につき講義と視察を行ない、低開発国の都市計画に寄与する。

第2表 昭和37年度個別研修員

地域	業種別 計画別	農水産				建設			重工業		鉱業	軽工業	化学工業	公電	益業 ガス・水道	運 陸 港 運 湾	
		農 業	林 業	畜 産	水 産	土 木	建 築	地 震	鉄 鋼	機 械							
	コロombo 計画等	24	0	4	6	0	11	0	1	2	0	20	7	2	0	2	1

(注) この分類表中、部局長級の官吏は21名、民間は1名。課長級の官吏は38名、

(2) 個別研修員の研修実施状況

(イ) コロンボ計画等による研修員

昭和37年度コロombo計画等により個別に受入れた研修員は、139名であった。これを計画別にみると、コロombo計画89名、中近東・アフリカ計画24名、中南米計画12名、その他のアジア地域計画4名、原子力利用計画10名となっているが、各地域諸国のおかれている現状から研修員の受入れをみると、それがたとえ同一の課目・程度・期間の要請ではあっても、それぞれの研修員はその派遣国の条件、帰国後の任務等から、おのおのその内容に差異があることは当然である。この点よりして、受入れ事情のゆるすかぎり、集団研修方式とは別に個別研修の実施も望ましいことである。

ここに繰返し述べる必要はないと思われるが、第2表においてみられる如く、各種各様の要請を受けて実施せられる個別研修員の受入事業が、いか

研 修 内 容	参 加 者 の 程 度	参加国名及び人員
①都市計画一般概論 ②住宅、道路諸問題 （プレハブ、公共住宅） ③関係施設見学	①大学卒 ②経験 3年以上 官吏 課長級 4 係長級以下 10	ビルマ②セイロン① インド② インドネシア① フィリピン② タイ② エジプト① エチオピア① タンガニカ① コロンビア① 計14名

業 種 別 分 類 表

海 輪	郵 政	厚 生	原 子 力	經 営 技 術	教 育	行 政		銀 行 業 務	統 計 業 務	広 報 業 務	そ の 他	計						
						經 済 計 画	勞 働 監 督 練											
0	0	5	6	12	2	3	0	10	0	2	1	0	12	0	0	3	0	136

民間は1名。課長級以下の官吏は65名、民間は10名になっている。

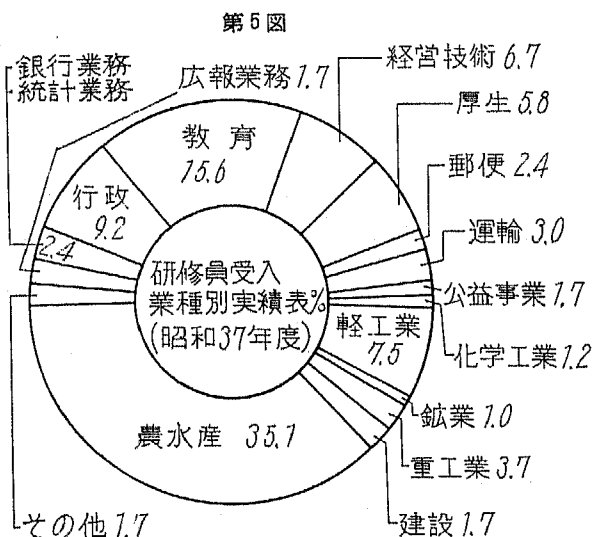
に複雑多岐にわたるものであるかが認められるであろう。

また、本年度個別受入研修員中特記すべきことは、わが国が各地域に設置する海外技術訓練センターに勤務する相手国のカウンター・パートの受入れである。これにはインド小規模工業技術訓練センター要員3名、インド水産加工技術訓練センター要員3名、およびビルマ農業技術訓練センター要員17名をそれぞれ受入れ、技術訓練等を行なった。これら研修員の受入れは今後各地に設置される海外技術訓練センター運営上、わが国より派遣される専門家の助手として大きな成果をもたらすものであろう。

これに加えて、事業団の他の活動が誘引した研修員の受入れである。これは、海外に派遣した専門家および諸調査等の現地活動が事業団発足以来活発化するとともに、これにより誘引され、わが国にこれら活動部門の研修員の受入れ要請がなされ、その受入れが実施されるケースが次第に増加していることである。

(ロ) 日米合同第三国計画による研修員

本計画に基づいて37年度における研修員は257名（37年度新規に来日したもの）であり、すべて個別受入れ方式によって実施された。この研修員の大半は中華民国および韓国からの研修員であり、そのうちの大部分が日本語で研修が可能であった。このため研修実施にあたって他計画に基づいて来日する研修員より、わが国の受入体制上の困難さが軽減し、研修効果の増大をもたらしている、また一般的に言えることは、本計画による研修員の程度は高く、学歴は殆ど大学卒業業者である。研修科目については農水産・教育および行政関係の比重が高い。



半は中華民国および韓国からの研修員であり、そのうちの大部分が日本語で研修が可能であった。このため研修実施にあたって他計画に基づいて来日する研修員より、わが国の受入体制上の困難さが軽減し、研修効果の増大をもたらしている、また一般的に言えることは、本計画による研修員の程度は高く、学歴は殆ど大学卒業業者である。研修科目については農水産・教育および行政関係の比重が高い。

第5図により詳細を見られたい。

第3表 昭和37年度日米合同第三国計画による研修員程度分類表

	官 公 吏		民 間 人	
	数	割合 (%)	数	割合 (%)
高 級	27	10.5	13	5.1
中 級	167	64.6	7	2.7
初 級	29	11.3	14	5.4
計	223	86.4	34	13.2

(ハ) 国連および政府一般による研修員

国連諸機関の要請による研修員は、37年度37名の受入れを実施した。この

うち原子力（アイソトープ）利用の研修員 9 名は、コロボ計画等のうち原子力利用計画のものと同時に受入れて研修を実施した。本研修員の研修期間は原子力利用の12か月から、電気通信の1週間のものまであり、その受入れ平均期間は約4か月となっている。研修員の地位程度は他計画に比して高く、研修内容も多項目にわたっている。

政府一般要請に基づく研修員は、本年度59名の受入れを実施した。本計画による研修員にみられる特徴は、農水産関係の研修視察が約8割を占め、2名の1カ年以上の研修者を除いては、平均1週間の短期滞日者であり、その社会的地位は非常に高い人々であった。

以下に両計画による受入研修員の詳細を図示する。

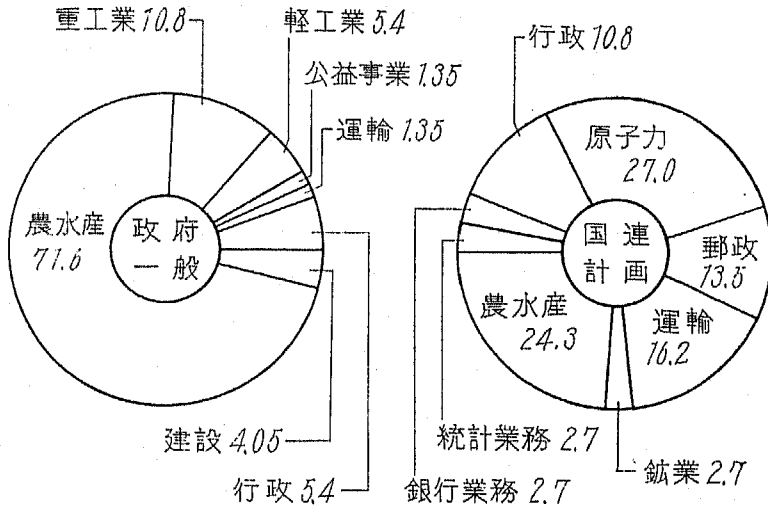
第4表 政府一般研修員

		官公吏	民間人
上 中 初 計	級	23	0
	級	33	2
	級	7	9
	計	63	11

第5表 国連研修員

		官公吏	民間人
上 中 初 計	級	6	0
	級	25	0
	級	12	0
	計	44	0

第6図 研修員受入業種別実績表(%) (昭和37年度)



第6節 国内研修会館の運営状況

本事業団は海外より来日する研修員に対し、実技および理論を習得させるため、茨城国際農業研修会館、三崎国際水産研修会館および名古屋国際研修会館の三つの国内研修センターをもっている。

以下これら三会館の設立の経緯と運営状況、37年度研修実施状況および今後の運営方針について述べる。

(1) 国内研修会館設立の経緯と運営状況

わが国の政府ベースによる研修員の受入れは、逐年その数が増大し、それに従って受入体制の整備強化が要請されてきた。特に研修員の受入れに際し、完全な研修管理（外国人の生活様式に合致し、かつ研修員の滞在に見合う低廉な宿泊施設）の必要性が痛感されていた。

かかる状況のもとに、外務省は昭和35年度において社団法人アジア協会に対し、茨城県内原村、神奈川県三崎市、愛知県名古屋市にそれぞれ農業・水産および中小工業に関する研修会館設置のための国庫補助金3730万円を交付し、またアジア協会は民間団体等の寄付金3115万円を受け、合計6845万円を以てこれら三会館を建設した。

これら三会館設置当初の主目的は、わが国において研修を行なう研修員に対して単に宿泊の便を与えることであつた。そのため三会館とも若干の自習室・講義室等は備えてはいるが、あくまでも宿舎としての機能を中心としたものであつた。これは当時（昭和35年）のアジア協会は受入研修員に対して研修そのものは行なわず、研修にともなう付帯的業務を行なうのみで、研修については関係各省庁が直接または協力して行なうという主旨であつたためである。

かかる考え方から設置された国際研修会館のうち、茨城国際農業研修会館は茨城県内原村日本高等国民学校、鯉淵学園等にて研修する農業実習研修員

を宿泊させ、三崎国際水産研修会館は神奈川県三浦市、三崎水産試験場等において研修する漁業実習研修員を宿泊させ、また名古屋国際研修会館は名古屋市内外の諸機関（主として工業関係）において研修する研修員を宿泊させることを目的として、それぞれ昭和36年4月相ついで完工し、受入れを開始した。

しかしながら、昭和36年度漁業実習集団研修コースを三崎国際水産研修会館において実施するに際し、研修はアジア協会の責任の下に行ない、水産試験場等の機関はこれに協力するという立場で実施されることとなった。また、茨城国際農業研修会館において実施される農業実習集団研修コースについては、日本高等国民学校および鯉淵学園に対してアジア協会の責任のもとに研修を委託して行ない、将来の自主的研修体制の確立をまつこととなり、本37年度よりこの自主的研修の実現をみることとなった。名古屋国際研修会館については、対象業種の多様性その他の事情により、研修員の研修管理の面に重点をおき運営している。

（2） 37年度国内研修会館における研修実施状況

三研修会館における研修の実施は、農業実習コース、漁業実習コース、都市計画および住宅問題コース、繊維機械コースおよび鋳造コースの5コースであった。これらコースの実施状況についてはすでに集団研修の実施状況において述べたが、三研修会館において実施したこれらコースについては言えることは、研修員が同一宿舎において長期間の共同生活を送り、研修に落ち着いて取り組み、また内原村、三浦市、名古屋市等においてそれぞれの地元諸機関ならびに市民の協力を得て相互理解と親善関係の確立が行なわれたことは、これら会館のもたらした大きな効果とも言えるであろう。

（3） 今後の運営方針

37年度発足した当該事業団の研修員受入事業の自主的研修の実施上において、この三研修会館は幾多の成果をもたらしたと同時に、将来の本事業遂行

第6表 国内研修会館一覧表

センター名 内容	名古屋国際 研修会館	三崎国際 水産研修会館	茨城国際 農業研修会館
所在地	名古屋市千種区法王町2の4	三浦市三崎町六合字諏訪の上2542の1	茨城県東茨城郡内原村長田1397の1
敷地面積	200坪(666m ²)	202坪(672m ²)	3,360坪(11,088m ²)
建物延坪	267坪(883m ²)	142坪(474m ²)	234坪(788m ²)
建物構造	鉄筋コンクリート造り 2階建	補強コンクリートブ ロック造り 2階建	木造平家建、一部コン クリートブロック造り 平家建 8棟
完成月日	昭和36年 3月	昭和36年 5月	昭和36年 5月
現在の設 備概要	宿泊室 2.4坪(8m ²)×45室 事務室 8.6坪(28.6m ²) 食堂 16.8坪(55.9m ²) 厨房 5.6坪(18.7m ²) 教室 4.9坪(16.3m ²) 会議室 6.4坪(21.3m ²) シャワー設備等	宿泊室 1.98坪(6.6m ²)×29室 事務室 5.0坪(16.4m ²) 食堂 10.5坪(35.0m ²) 厨房 4.0坪(13.3m ²) 会議室 7.5坪(25.0m ²) シャワー設備等 実習船 2ton	宿泊室 2.18坪(7.2m ²)×30室 事務所、ホール 20.9坪(69.6m ²) 食堂、厨房 25.0坪(83.9m ²) ホール 4.6坪(15.3m ²)×5室 シャワー設備等
研修員受 入定員	45名	29名	30名
38年度設 備拡充計 画分概要	教室(軽量鉄骨パネル 構造) 53.3坪(176m ²)	教室24.0坪(79.2m ²) 展示室 24.0坪(79.2m ²) 分解測定室 24.0坪(79.2m ²) 実習室 40.0坪(132.0m ²) (防火構造平家建)	教室24.0坪(80.0m ²) 実験室 40.0坪(132.0m ²) 実習室 26.6坪(88.0m ²) 作業室 20.0坪(66.0m ²) 倉庫 20.0坪(66.0m ²) 温室 20.0坪(66.0m ²) (防火構造平家建)
従業員配 置状況	館 1名 研修 3名 事務 2名 コッ 1名 備 6名 計 13名	館 1名 講 2名 修 2名 研 1名 事 1名 コ 5名 備 計 12名	館 1名 講 2名 研 2名 修 2名 事 1名 コ 4名 備 計 11名

の上に種々の問題を提起している。

すなわち、設立の経緯からもみられるごとく、当初計画は単なる宿泊施設と考えられていたことからくる研修設備の不備である。

これは教室・実験・実習室・実習機材器具等の不備である。これに等に対する研修員からの要望は大きく、かつ強いものがあつた。

また研修に並行して研修員の生活上の問題としては長期滞在という点から体育および娯楽施設等の充実強化の要求があつた。

以上の2点についての不備は本事業団発足以来、研修員の声をまつまでもなく関係者の懸案事項として努力を重ねてきたが、幸い38年度予算に国内三研修会館施設強化拡充費が計上され、これら要望の大半が満たされることとなり、将来の発展が期待される。

第7節 研修員受入事業の問題点と将来への展望

昭和37年度の政府ベースによる研修員受入事業の遂行に際して、その効果検討等により明らかにされた問題点および将来への展望について述べよう。

(1) 研修内容に関する問題点

わが国に研修員の受入れを要請する諸国、即ち開発途上にある諸国とわが国との技術水準・技術環境の較差の存在がある。この問題については、現在のわが国の研修員受入れはこの点に対する適切な配慮に欠ける点があるようである。

これは「米作りから原子力利用まで」という、広い技術分野の研修員を受入れると同時に、アジア、中近東・アフリカおよび中南米という広大な地域を対象とする本事業においては、避けられないことと考えられるが、反面この配慮の欠如は、開発途上の諸国に対するわが国の独りよがりの協力ともなりかねない。

特に集団研修を実施する際は、わが国とこれら諸国間の較差のみならず、

受入諸国間に存在する較差も考えなければならない。これがため所定の研修コースにおいて研修を実施した際における研修員個々の要求に対処するために払われる担当者の労苦は想像以上のものがある。

以上の問題解決のためには研修員受入れに際しては、これら諸国の技術水準はもとより自然・社会・経済等についての調査・研究がなされ、これらの理解の上に立った研修計画が準備実施されるべきであろう。

(2) 研修条件および環境に関する問題点

わが国において研修を実施するに際しての最大の障壁は言語の問題であろう。これを欧米先進国の場合と比較すると、これら先進諸国の研修員受入の際の使用言語はそれぞれの国語をもって実施されているが、わが国においては研修実施に際し英語を使用せざるを得ない点である。

この言語問題に関しては次の点に要約されよう。

(イ) 研修監理員

研修上必要な通訳業務を担当する事業団常勤嘱託である。常に問題となることは研修上これら研修監理員の通訳業務の問題である。これは研修分野の広大さと専門化された研修内容が高度な点は勿論であるが、これら監理員の身分上の不安定さと待遇の不良に起因して、有能な人材を求め得られないことと、その資質の向上のための養成が困難であったことである。これが対策として目下研修監理員の制度化が考慮され、身分上の安定と共に待遇の改善が計画されている。

(ロ) 日本語教育

研修上必要な日本語の修得は、わが国に受入れてからの促成教育をもってしては到底不完全なことである。

しかし、来日後の研修上の便宜をはかるための短期日本語教育も当然考慮されるべきである。日常会話のみの知識を有するか否かは、研修員の研修効

果上非常に影響があり、日常会話能力を有する研修員の研修効果がいかに大きいかは想像以上のものである。

これがため事業団は研修員の日本語学習の希望の増大に相応して、これが対策を昭和38年度より考慮している。

(ハ) 研修指導者の語学力

研修員の研修効果の検討に際して、研修内容の理解はその指導者が通訳を介しないで、直接英語等の言語を以て指導にあたった研修は常に成果を挙げている点である。技術内容が高度化すると共に、その指導が通訳を介してなされることの困難が増大すると共に、直接意見の交換が可能であるということがいかに重要なことであるか、これをもってみても理解される。将来の指導者選定に際しては、この点十分な配慮がなされるべきである。

(ニ) 英文参考文献の不足

わが国において技術研修を受けるに際し、研修員が不自由を訴えるもの一つは英文参考文献の不足である。言語の障壁を緩和する上に、各種教科用図書、参考書等の存在がいかに大きな働きをするものであるかを考えるとき、この点の充足がなされることの必要性が痛感される。

(ホ) 宿泊および研修施設

研修員がわが国において研修を受けるに際して日常生活の本拠である宿舎の適不適が彼等の研修効果を左右すると共に、ひいては対日感情の点でも多大の影響があることは多言を要さぬことであろう。この問題については、現在の滞在費の範囲で外国人である研修員が不自由なく研修生活を営むための宿舎としては、受入研修員の数に比して利用可能な施設が不足していることである。これは38年度の着工予定の中央研修センターの建設（39年7月完成予定）により著しく緩和されるであろう。即ち、彼等の利用可能な宿舎としては、現在東京においてはアジア会館に70室のみにて、他は現在利用してい

る施設は完全に満足を与え得ないものであり、他に事業団直営の名古屋、三崎、茨城の三会館のみである。このため、事業団設立以来東京国際研修センターの建設のため、37年度2億円、38年度更に1億円の政府出資がなされ、38年10月末いよいよ着工され、39年8月より開館されることとなり、研修員の宿舎問題も著しく緩和されるであろう。また一応東京以外において研修するものに対しては、目下滞在費の増額等により、不満の解消をはかるべく考慮されている。

第2章 専門家の派遣事業

東南アジア、中近東・アフリカ、中南米等の諸地域においては、種々の開発計画がたてられているが、この実行に当って資本の不足と技術者の欠如は、これらの諸国において共通の深刻な問題となっている。このような現状打開に答えるための技術協力業務において、専門家の派遣業務は一つの重要な役割を果している。

第1節 専門家派遣事業の制度

わが国の政府ベースによる派遣業務は次の四つの計画に基づいて行なわれている。

1. コロンボ計画
2. 中近東・アフリカ技術協力計画
3. 中南米技術協力計画
4. 北東アジア技術協力計画

このうちコロンボ計画以外の3計画は、日本政府が独自で地域毎の援助を行なっている点において国際的援助計画であるコロンボ計画と異った形態をとっているが、実施面においては各地域とも全く同一方法である。コロンボ計画は日本がコロンボ計画に1954年加盟して以来（実施は1955年より）、中近東・アフリカ計画及び中南米技術協力計画は1958年以來、北東アジア技術協力計画は1960年以來それぞれ業務が始められて今日に至っている。

派遣専門家の業務内容は主として現地における技術指導であるが、それ以外に開発計画に関する助言、実地調査、学術研究、語学教育等、広汎にわたっている。これ等の専門家に対し、わが国政府は第1表（42頁）による待遇にて経費を支出し、他に派遣業務のための費用として専門家1名当り派遣付帯費12,455円が支出されている。

第1表 コロンボ計画，中近東・

格 付	渡航費(航空)	本俸 (上段月額 下段日額)	支 度 料				第1カ月 日当
			一 カ 月 未 満	一 カ 月 以 上	三 カ 月 未 満	三 カ 月 以 上	
			特(公使級)	1 等	50,000 1,666	107,800	130,900
A(1 等級)	"	40,000 1,333	86,240	104,720	123,200	2,160 66,960	
B(2 等級)	"	40,000 1,333	78,160	94,910	111,650	1,960 60,760	
C(3 等級)	2 等	35,000 1,166	70,070	85,090	100,100	1,760 54,560	
D(4 等級)	"	30,000 1,000	61,990	75,270	88,550	1,550 48,050	
E(5 等級)	"	20,000 666	53,900	65,450	77,000	1,350 41,850	
F(6 等級)	"	15,000 500	53,900	65,450	77,000	1,220 37,820	

格 付	特	A	B	C	D	E	F
機中日当日額	2,160	1,730	1,570	1,400	1,240	1,080	970

第2節 専門家派遣事業の推移

前述4計画に基づいて派遣した専門家の数は第2表に示す如く37年度末(38年3月末日)までの間に既に569名に及び、この中の約80%がコロンボ計画によるもので、アジア地域への派遣である。これはコロンボ計画が他の

アフリカ計画専門家給与基準表

(単位：円) 37.4.1.改正

滞		在		費		(上段 日額)		(下段 月額)	
甲		地		方					
(31日分)		第2カ月(30日分)			第3カ月				
宿泊料	計	日当	宿泊料	計	日当	宿泊料	計		
8,100	10,800	2,160	6,480	8,640	1,890	5,670	7,560		
251,100	334,800	64,800	194,400	259,200	56,700	170,100	226,800		
6,480	8,640	1,728	5,184	6,912	1,512	4,536	6,048		
200,880	267,840	51,840	155,520	207,360	45,360	136,080	181,440		
5,880	7,840	1,568	4,704	6,272	1,372	4,116	5,488		
182,280	243,040	47,040	141,120	188,160	41,160	123,480	164,640		
5,270	7,030	1,408	4,216	5,624	1,232	3,689	4,921		
163,370	217,930	42,240	126,480	168,720	36,960	110,670	147,630		
4,660	6,210	1,240	3,728	4,968	1,085	3,262	4,347		
144,460	192,510	37,200	111,840	149,040	32,550	97,860	130,410		
4,050	5,400	1,080	3,240	4,320	945	2,835	3,780		
125,550	167,400	32,400	97,200	129,600	28,350	85,050	113,400		
3,650	4,870	976	2,920	3,896	854	2,555	3,409		
113,150	150,970	29,280	87,600	116,880	25,620	76,650	102,270		

- (注) 1. 滞在費・支度料は甲地方のみ記載し、乙地方(台湾・朝鮮)は省略した。
 2. 滞在費のうち相手国政府の負担分がある場合、これを差引き支給する。

計画よりも早期に業務が開始され、実施方法も軌道にのってきているためであり、他の地域が援助の要請が少ないわけではなく、開始時期早々のためわが国のこれら計画に対する年間予算等の制約、或は双方における実施期間の

不備等によるものであり、コロンボ計画と同様に今後益々日本への援助要請は増加し、わが国の実施規模も拡大されてゆくと思われる。

尚、第2表に示す年度毎の派遣数は、その年度に新規に派遣した専門家・技術者の数であるので、実際にその年度に海外で勤務している者の数は、前年度から引続いて勤務している者も含まれるので、本表の数字をはるかに上回っている。

第2表 専門家派遣実績（年度別、計画別）

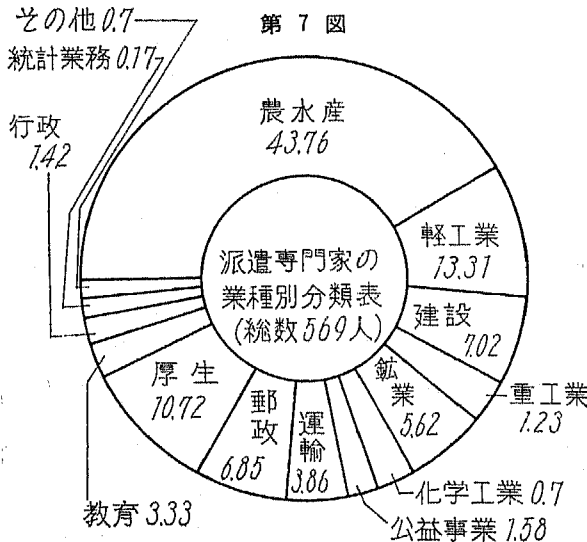
（単位：人）

計画 年度	コロンボ計画	中近東アフリカ 計画	北東アジア 計画	中南米計画	計
1955	28	-	-	-	28
1956	32	-	-	-	32
1957	50	-	-	-	50
1958	40	4	-	1	45
1959	60	17	-	1	78
1960	92	26	4	9	131
1961	85	14	2	8	109
1962	67	20	5	4	96
計	454	81	11	23	569

第3節 協力内容についての考察

過去8年間における上記のような数の専門家はいかなる分野で技術協力をしてきたのか、即ち、開発途上の諸地域においては、先ず農業・水産業といった基礎産業の開発を図ることが急務となっており、この分野における協力要請が圧倒的に多く、第7図に示すように総数の約44%に及んでいる。これは即ち、これら地域が日本と地理的条件ないしは産業的条件が実によく類似しており、日本が又この分野において技術的にも世界に誇り得る水準にあり、しかも日本の農業・水産業の生産様式規模が開発途上の諸国に直ちに適合し、受入れ易いものであることと相俟って、日本への協力要請が殺到する要因となっているようである。

また次に、開発途上の諸地域の工業についてみれば、戦後急速に工業振興策が図られたが、その第一歩として中小企業の伸長は不可欠の要素であり、この分野における協力要請が前述の農業・水産業と全く同様な意味において日本に向けられてきたことは当然であった。この分野は前記の農業・水産業に次いで約13%となっている。以上に続いて医療厚生(11%)、建設(約7%)、郵政、電気通信(約7%)等の分野があるが、これは開発途上の諸地域が産業開発のための設備の充実に迫られ、ダム・橋梁・道路等の建設工事にスタートし、或はこれまで殆ど零に等しかった医療設備・保健衛生面に力が注がれ、又現在の国際的交信の高度の発達に伴う電気通信設備、及びその管理の必要が生まれる等々の共通した要因が考えられる。以上のような分野において、今日まで日本は極めて積極的な協力を続けてきたが、その評価は極めて高く、今後ともこの分野の協力要請は一層増加するであろうし、又日本はこの分野で協力していく充分な潜在能力があると思われる。



また、各地域別の業種別分類は左図の通りであるが、コロンボプラン地域、中近東・アフリカ地域についてみれば、おおむね前述の総合的分類と同様な傾向であるのが明白であるが、コロンボプラン地域以外については未だ専門家の数が少

なく、統計的観察をするには未だ時期尚早であると思われるが、各地域の経済的・地理的或は社会的背景を十分に把握した上で、その地域に対する協力の方法或は分野を考慮することは極めて重要なことと思われる。

第4節 協力方式

実際の現地における日本人専門家の協力の方法は、それぞれその国状・業種・時期により異なっているが、一般的にはその国の開発計画の一環としての調査・企業（開発途上の地域においては主として政府直営のものが多い）内の技術的改善、技術者養成のための指導等のため、又は学術的研究・語学教育等、広汎な分野にわたり日本人専門家が要請され、この相手側要請に即応して専門家が人選され、その目的のために必要とする機材・器具等（開発途上の地域においては往々にしてこのような機材・器具は欠如しているか或は甚しく旧式・幼稚なものが多い。この経費は、37年度末までに約1億150万円に及んでいる）を携行して任務についている。このような方法による技術協力は一見極めて簡単のように見做され勝ちであるが、技術というものがあくまでも人を通してのものであるだけに、専門家に要求されることは極めて広く、技術的に優れた能力があることは勿論、現地において異国人を愛し、親しく交際してゆける人格、異国の風習の生活の中に恥ずかしくない私生活をなし、加うるに外国語を用いなければならない等々の条件に制約され、実際面においては相当に困難性が横たわっており、今後日本が技術協力を推進して行くうえに、日本自体において努力すべきことが山積していることを忘れてはならないと思われる。過去の実績を通してみると、日本人の外国語の不足はおおうべくもないが、技術指導の面において他の欧米人に比し実践的であり、現地の生活様式に溶け込み、現地人を軽視しない等の面において日本人に対する評価は絶対的と言えるほど良いようである。又、この人の問題と同様に、日本から携行している機材・器具は技術協力の効果をあげるうえにおいて極めて有力な武器となっており、反面、日本の機材・器具に対する認識を深め、且つ高く評価され、生きた宣伝ともなっているようである。これら専門家の相手側に協力する期間はそれぞれ個々により異なるが、過去8年間における実績は第3表の通りである。

第3表 派遣専門家滞在期間別実績（1955年～1962年）

期 間 \ 計 画	コロンボ 計 画	中 近 東 アフリカ計画	北 東 アジア計画	中南米 計 画	計
6 カ 月 未 満	203	60	11	13	287
6カ月以上 1年未満	50	15	0	5	70
1年以上 2年未満	112	6	0	3	121
2 年 以 上	89	0	0	2	91
計	454	81	11	23	569

即ち6カ月未満のものが約51%で、1年未満の総数は全体の約63%を占めている。これは日本人専門家自身が現地で或る企業をなしているのではなく、相手方の企業或いはプロジェクトに対する側面的な助力であるので当然のことと言いつるが、例えば農業とか水産業の如く、短期間では技術的な指導の結果を期待し難いものは必然的に2年又は3年という長期にならざるを得ない。又、第3表は個々の専門家を中心としてその滞在期間をまとめたものであるが、或るものは一つの指導に専門家を適宜交替させて、数年間同一の技術協力を続けているものもある。

第5節 37年度の派遣業務

37年度においては、年度中に当技術協力事業団の設立により、アジア協会、ラテン・アメリカ協会からの業務の引継ぎ等のため若干の業務の滞滞があり、年間派遣数は96名で、前年度をやや下回っているが、年度間の海外在勤数は殆ど前年度と変りはない。この96名について、派遣専門家の実態を把握する意味において、その学歴・年令・滞在期間・身分などを考察すれば、先ず学歴では、高等教育を受けた者は84名で、87.5%（内訳は旧高専卒21名、旧制大学卒51名、新制大学卒12名）にのぼり、若干の職人的技能による実技指導中心のいわゆる技術者を除けば、大多数が現地において十分に高度の技術指導・専門的調査等の任に当り得る資質を備えていることが示されている。

派遣専門家の平均年令を各計画別にみると、最も数の多いコロボ計画による者が一番若く40歳、中近東アフリカ計画が42歳、北東アジア計画が55歳、中南米計画が54歳で、全般を通じた平均年令は42歳弱となっている。この程度の年令構造は経験・能力の点においては一応満足すべき状況にあると言えるが、勤務地が大部分熱帯地域に属し、相当の体力を必要とし、相手国における指導対象が概ね若年の未習熟技術者であること、及び出来れば相当な語学に習熟する必要があること等の条件を考慮すれば、全般的に平均年令を今少しく低下せしめることが或は更にこの業務を効果あらしめることになるのではないかと思われる。

滞在期間別にみた内訳については第4表のとおりである。これによっても、上述1955～1962年実績と同様、6カ月未満の短期滞在が大半を占めていることが注目される。

第4表 派遣専門家滞在期間別内訳（1962年度）

計 画 期 間	コロボ	中 近 東・	北	東	中南米	計
	計 画	アフリカ計画	アジア計画	アジア計画	計 画	
6 月 未 満	27	12	5	2	46	
6カ月以上 1年未満	5	5	0	0	10	
1年以上 2年未満	26	3	0	2	31	
2 年 以 上	9	0	0	0	9	
計	67	20	5	4	96	

次に、派遣専門家の身分について各計画別に見ると、第5表の示すとおり公務員・政府関係機関・大学関係で57名、60%弱を占め、残余が民間企業その他からの選出となっている。これは政府ベースなるが故に公務員等の比率が高いのではなく、この業務が国際的・公共的な性格であるため、公務員その他公共機関在籍者が比較的容易に選出されたためである。

しかし、今後はいたずらに公共機関のみに頼ることは量的にも不可能であり、各民間企業はこの業務に対する理解の下に、積極的なバックアップを期待しなければならないであろう。

なお、公務員の場合、専門家として派遣されている期間も身分が保証され

第5表 派遣専門家身分状況（1962年度）

計 画 種 別	コロンボ 計 画	中 近 東・北 アフリカ計画	東 北 アジア計画	中南米計画	計
公 務 員	23	15	1	3	42
政府関係機関	7	0	0	0	7
大 学 関 係	5	2	1	0	8
民 間 企 業	27	3	2	0	32
そ の 他	5	0	1	1	7
計	67	20	5	4	96

るのに反し、民間企業にあつては必ずしも全般的に保証されていない等の事情も看過し得ぬ問題であるので、このための何等かの施策がこの業務の推進のために必要である。

第6節 37年度の主な派遣業務事例

（1）イランへ地震専門家の派遣

9月2日イラン国タキスタン地方に発生した大地震に伴い、その震災復旧対策の一助として、わが国の地震関係専門家の協力方要請があつた。これにより、建設省建築研究所国際地震工学部長表俊一郎氏を団長とする地震専門家を4名派遣することとし、一行は10月9日より約1カ月にわたり現地の地質調査・耐震建築についての技術協力を行ない、かつ、今後の地震耐策の一助として耐震軽量鉄骨住宅の採用をイラン政府に勧告し、同政府は非常な関心を示している。その後日本軽量鉄骨建築協会の協力を得て、試作用鋼材16トンを実験に供与したが、これはイラン建設銀行のモデル住宅として使用され、一般大衆の参考に供される。

（2）ビルマへ巡回診療団の派遣

(1) 日赤との協力による巡回診療団は、既にインドネシア、タイにも派遣

し、多大の成果を収めておるが、本年度もビルマに対し巡回診療団を1月18日より約4カ月間派遣した。一行は日赤武蔵野病院内科部長荒木 威氏を団長とする6名で、診療車（レントゲン設置）、医療器具、薬品等（約850万円）を携行した。一行の各地における活動は極めて好評で、任務終了に際してはビルマ各新聞紙に業績を詳細に報道され、保健大臣より直接謝意が表明された。

なお携行した診療車等は、ビルマ側に供与し帰国した。

診療団は4カ月にわたりプローム、ペゲー、トンゲー、メチラの各地を巡回し、各地区共診療を求むる住民が殺到し、診療した患者数は22,000名、レントゲン撮影者数は26,000名の多きにのぼり、ビルマ一般大衆より絶讃を博した。ビルマにおいてはこのような集団検診は初めてのケースであり、一行が現地で撮影したフィルムは日本に持ち帰り、結核の権威者のコメントを付してビルマ側へ返送し、ビルマ結核対策の一助とする。

（3）カンボディアへ牛疫専門家の派遣

現在カンボディアにおいて、牛疫の蔓延を防止するため、日本をはじめ各国の援助のもと牛疫撲滅運動を強力に行なっているが、カンボディア政府より更にコロンボ計画により専門家の要請があったので、本件技術協力を効果あらしめるため、古川健彦、園田暁男両農林技官を3月より1カ年間派遣するとともに、携行機材として医療器具約50万円および牛疫ワクチン8万ドースを供与した。又防疫運動に機動性をもたせるため、本田技研工業（株）の協力を得て、モーターバイク10台をあわせて供与した。

（4）ラオスヘトランジスターラジオ供与

ラオス政府は、現在画期的な教育発展計画を企画中であり、その一環として学校ラジオ放送を立案している。先般ラオス政府文部大臣より、この計画に対しわが国に特に協力方要請があったので、トランジスターラジオ450台（うち150台はソニー（株）より提供）をコロンボ計画により供与することと

し、これに伴い、学校放送専門家有光成徳氏（文部事務官）およびラジオ技術専門家小池 充氏（ソニー株式会社）を1カ月間派遣した。この寄贈にはプーマ首相も出席され、（米・ソ各大使等も列席）直接わが国の技術協力に感謝の意を表明した。

（5） エルサルパドルへ機械専門家を派遣

エルサルパドルへは1962年以来、同国の国立工業高校の運営並びに生徒の技術指導のため、波多野 朝氏（雇用促進事業団）、吉田 元氏（群馬大助教授）、田中利興氏（NHK）等の専門家を派遣し、又これに伴い指導用として630万円相当の機械を供与したが、これら専門家の勧告、材料援助に基づき、エルサルパドル側も工業高校の拡大強化に熱意を示し、これを工業技術学校に改組した。このことは、わが国とエルサルパドル両国の友好関係を増進し、ひいては中南米地域におけるわが国の立場を強く印象づけたものと考えられる。

今年度も更に機械専門家として、正木友一氏（神奈川県庁）を1カ年の予定で派遣し、又、追加機材として、日本通信工業会等の協力により約500万円相当額の機材を送付する予定である。

第7節 派遣事業の問題点と将来への展望

専門家の派遣にあたり、優秀な技術を有し、国際社会の中において恥ずかしくない人格を有する専門家を派遣することが最も重要なことであるが、最近、国内における技術者の不足は、当方の技術協力による専門家派遣業務にも少なからず影響を及ぼしている。低開発諸国からわが国に対する専門家の要請は年を追って増加しているが、その適任者は数多くあるにしても、上記のような理由から長期にわたる派遣が国内的に不可能なこともしばしばであり、この問題の解決には官民挙げての理解ある協力以外に道はないと思われる。

次に問題となる点は、派遣専門家の身分保証の確立である。派遣中の専門家の任期中又は解任後の身分の取扱いなど、米英など他の援助国ではかなり保証制度が完備しているようであるが（例えば米国においては外国援助法（1961年）により再雇傭権が保証されている）わが国においては、技術協力のため海外へ派遣される際、国家公務員ですら現職出張として認められるのは、各省によって若干異なるが、大体一年半以内までである。これ以上の任期の派遣となると休職扱いとなり、給与・昇進の面で甚しく不利となる。民間人を派遣する場合、本人の所属する会社の直接の利益となるわけではないから、現職出張など殆ど認められず、本人は一応会社を退職して赴任せざるを得ない。又このようにして赴任しても、帰国後の再雇傭については何等の保証がなく、極めて不安定な状態の下でしか派遣出来ない現状であるため、優秀な人材を求めることに難点がある。

このような状況に対処して、特に要請が多い専門分野の技術者を確保しておくため、事業団に専門家のプール制或は官庁・大学の研究機関・民間会社等との特別契約制度をもうけるとか、派遣専門家の確保と身分保証制度の確立を講ずるの必要があり、又任地に家族を同伴させ、安定した生活環境で任務を遂行させることなどが、本事業推進にあたっての急務である。

又、コロポ計画等により派遣される専門家の給与待遇の基準は、前述のとおりであるが、妻を任地へ同伴出来る資格は、任期が一年半以上のものに限られ、かつ本人の赴任後3か月経過しなければその資格が得られないという規制がある。

又、家族同伴と言っても妻のみであり、子供の渡航費・滞在費は認められていない。このような個人的生活面の不合理な面を是正するため、当事業団では外務省と協議のうえ、38年度においては大幅な待遇改善を行なうべく努力中である。たとえば滞在費の増額とか、専門家を任期により短期派遣者（任期1年半以内）、長期派遣者（1年半以上）に分け、短期を出張、長期を赴任扱いとし、それぞれ実情にあった諸給与を支給する。長期派遣者に対しては、従前にはなかった移転料、着後手当、扶養親族移転料、在勤加俸等を支

給し、妻および子供の同時派遣も認める方針である。

又帰国後の長期派遣専門家などに対しては、本人の活動実績、人格、本人の意向等を考慮し、事業団の職員として身分を与え、再度海外へ派遣するか、或は国内研修施設の専門講師として来日研修員の指導にあたることなど、技術者のプール制も考慮している。

以上のような根本的な問題点を解消することによって、東南アジアはじめ各後進諸国が要望し、かつ、高く評価しているわが国の技術専門家の派遣は極めて強力に推進することが可能となり、これはひいては我が国の技術の紹介ともなり、将来わが国とこれら諸国との間における産業上の強い紐帯となるであろう。